

10 御真影拝戴希望申請方照会

〔昭和三年五月〕

照秘一号	(注記1)
定決裁	5月23日
文書課長	(宮下)
送発	5月25日
起案者	(川上)

昭和三年五月十八日起案

庶務掛長 (渡邊)

次官 (栗屋) 秘書課長 (赤間)

専門学務局長 (西山)

普通学務局長 (武部)

実業学務局長 (白上)

照会案

年月日

文部次官

(注記3)

直轄 (抹消) (諸) 学校長

地方長官

公立大学長

公立立高等学校長

公立立専門学校長

公立立実業専門学校長

各宛

照会

従来御真影ヲ拝戴セサル学校等ニシテ

加筆 6 加筆 27 加筆 47 加筆 92

(下 札)

今上天皇陛下並

(注記4) 皇后陛下ノ御真影拜戴方希望ノモノ〔アラ〕ハ来ル〔七〕〔六〕月
末日迄ニ〔其ノ旨〕御申請相成度

尚既ニ御真影ヲ拜戴セル学校等ニシテ今般
今上天皇陛下並

(注記5)

皇后陛下御真影拜戴方希望ノモノ〔アラ〕ハ別表ヲ〔以テ申請
書ト見做シ〕手続可致ニ付〔添へ〕奉護設備等〔充分御調査〕
ノ詳記〔支障ナキヤ〕厳査ノ上来ル〔七〕〔六〕月末日迄ニ御
進達〔申請〕相成度
〔別表写添付ノコト〕

(注記1)

「51」

(注記2)

「記録掛/22・5・12/受領」

(注記3)

「四八」〔簿冊内件名番号〕

(注記4)

「」〔内ハ地方長官宛〕

(注記5)

「」〔アラ〕ハ地方長官宛

(下札)

①種別 い一ノ聯繫ノ登録追加ノ件名直轄学校〔等〕〔死〕

照会 御真影拜戴希望〔ノモ〕ノアラバ〔御〕申請〔相成度〕〔方〕

番号 / 結了年月日 昭和三五 二三 / 保存年限 / 枚数

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第1冊〕 文部
省 3A, 30-5, 1044